

令和 5 年度 第 8 回
愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	令和 5 年 11 月 24 日(金) 午後 4 時 00 分～午後 4 時 40 分							
招集の場所	役場本庁 3 階 大会議室							
出席委員 10 名	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別		
	1	孝野 覚也	欠	8	河野 仁	出		
	2	西本 繁夫	欠	9	田中 定嘉	出		
	3	中川 里美	出	10	埜下 浩孝	出		
	欠席委員 4 名	4	久能 忠和	欠	11	船平 晃	出	
		5	山口 深	出	12	山平 麗子	出	
		6	長尾 英生	欠	13	山田 聡	出	
7		門田 淳	出	14	浜田 暁	出		
議事録署名人	13	山田 聡		14	浜田 暁			
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 4 名 事務局職員 2 名	職名		氏名		職名		氏名	
	推進委員		田中 恵和		推進委員		岡原 智恵子	
	推進委員		小川 博之		推進委員		平田 重吉	
	事務局長		松本 仁志		課長補佐		尾川 勝彦	
会議の内容	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について 議案第 3 号 農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)							

令和 5 年度第 8 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	<p>只今から令和 5 年度愛南町農業委員会第 8 回定例総会を開会致します。</p>
議長(会長)	<p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は 14 名中 10 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に 13 番、山田 聡委員と 14 番、浜田 暁委員を指名致します。</p> <p>それでは、日程第三、議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>受付番号 21 番、御荘菊川、地目・面積は畑・549 m²で 3 条有償移転でございます。経営面積は 336.3aでございます。</p> <p>受付番号 22 番、御荘菊川、地目・面積は畑・174 m²で 3 条有償移転でございます。経営面積は 336.3aでございます。</p> <p>受付番号 23 番、御荘平山の 2 筆、地目・面積は畑・6,556 m²で 3 条有償移転でございます。経営面積は 1,038.1aでございます。</p> <p>受付番号 24 番、増田も 1 筆、広見の 8 筆、地目・面積は田・2,119 m²、畑・2,471.51 m²で 3 条有償移転でございます。経営面積は 0aでございます。</p> <p>受付番号 25 番、中泊の 5 筆、地目・面積は畑・731 m²で 3 条無償移転でございます。経営面積は 0aでございます。</p> <p>以上 5 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>

議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんより報告を受けたいと思います。21 番お願い致します。</p>
委員	<p>21、22 番は、あわせて説明します。場所は国道沿いの神社から左に入った船の川というところ。譲受人の自宅の目の前です。農協に勤務され、退職後、本格的に農業に取り組んでいます。21 番の譲渡人は、この土地を相続されましたが県外在住のため管理できないので売却するものです。この農地には農業用倉庫が建っていて、一部が隣の農地にもかかっている。22 番の譲渡人よりあわせて購入するそうです。取得後は、柑橘を植える予定です。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>23 番ですが、私が議案当事者ですので、退出いたします。この間の進行は、職務代理者の山口委員にお願いしたいと思います。</p> <p>(会長 退室)</p>
職務代理者	<p>会長が不在の間、進行を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p> <p>23 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は通称中山というところ。農業科の校舎を過ぎた三差路に面した園地になります。現在は甘夏が植えてあります。譲渡人が去年みかん作りをやめられたので、今回の申請になっています。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>

職務代理者	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
職務代理者	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
職務代理者	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。ここで進行を交代します。 (会長 入室)
議長(会長)	24 番お願い致します。
委員	譲渡人は、先月非農地判断をした方です。増田は、八人組です。それ以外は、広見の駄場地区にまとまってある園地です。譲受人は、農業は今あるものをそのまま続けたいということと、愛南町に移住して住むということです。譲渡人の園地は、果樹らも植えていて、きれいにされていました。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。25 番お願い致します。
委員	場所は中泊のバイパスの上下の土地です。前は段畑で、ずっと山の上までも海岸端までも、どこでも切り開いていたんですが、耕作放棄してから長いと思います。譲渡人は、町外在住で会社員です。譲受人とは、親子です。愛南町に帰ってくることはないので、親が譲り受ける申請となりました。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第 2 号、利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 2 号、利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 5 番、御荘菊川、地目・面積は畑・2,696 m²でございます。場所は、菊川の坂を下り左折し、銭坪の集落を抜け最後の民家から約 300m 行ったあたりの山の中です。</p> <p>受付番号 6 番、中泊の 5 筆、地目・面積は畑・3,218 m²でございます。場所は、中泊の上の道を外泊へ下るあたりの左側の山に 4 筆、集落の上側、上の道に近いあたりに 1 筆です。</p> <p>受付番号 7 番、福浦の 3 筆、地目・面積は畑・1,848 m²でございます。場所は、小学校に近いところです。所有者は死亡していて、遺言執行者より申し出があったものです。</p> <p>対象地の調査年月日は令和 5 年 9 月 29 日、これは農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果はすべて荒廃農地でございます。現地を確認しました結果、状況といたしましては、いずれの対象地も農地パトロールの調査結果どおり、山林化しており、農地としての復旧は困難であり、今後の農地としての活用も見込まれないものと思われまます。以上 3 件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>

委員	<p>荒廃農地はいつまでたっても荒廃農地のままなのですか。</p>
事務局	<p>この結果で、非農地と判断されたら山林となっていくかたちで、農地台帳から除外していく形です。</p>
委員	<p>6 番ですが、3 条の 25 番は母親に所有権移転ですが、非農地申請は、息子？</p>
事務局	<p>荒廃農地なので、本人の申請で非農地の山林に登記し、母親に名義を変えると聞いています。</p>
議長(会長)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第 3 号、農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 3 号、農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 72 番は再設定で、柏、地目・面積は畑・1,221 m²、使用貸借で生産物は甘夏、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 73 番は再設定で、柏、地目・面積は畑・1,841 m²、使用貸借で生産物は野菜、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 74 番は再設定で、柏、地目・面積は田・1,224 m²、使用貸借で生産物は野菜、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 75 番は再設定で、御荘菊川の 3 筆、地目・面積は田・3,069 m²、畑・266 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 76 番は再設定で、御荘菊川の 2 筆、地目・面積は田・1,142 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 77 番は再設定で、御荘菊川の 2 筆、地目・面積は田・2,242 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p>

受付番号 78 番は再設定で、御荘菊川の 2 筆、地目・面積は田・2,001 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 79 番は再設定で、御荘長月の 2 筆、地目・面積は田・8,801 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 4 年でございます。

受付番号 80 番は再設定で、御荘長月、地目・面積は田・1,591 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 4 年でございます。

受付番号 81 番は再設定で、御荘長月、地目・面積は田・2,192 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 4 年でございます。

受付番号 82 番は再設定で、御荘長月、地目・面積は田・3,873 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 4 年でございます。

受付番号 83 番は再設定で、御荘長月、地目・面積は田・5,087 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 4 年でございます。

受付番号 84 番は再設定で、御荘長月の 2 筆、地目・面積は田・3,985 m²、畑・747 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 4 年でございます。

受付番号 85 番は再設定で、御荘長月、地目・面積は田・897 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 4 年でございます。

受付番号 86 番は再設定で、御荘長月、地目・面積は田・628 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 4 年でございます。

受付番号 87 番は再設定で、御荘長月、地目・面積は田・2,940 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 10 年でございます。

受付番号 88 番は再設定で、御荘長月、地目・面積は田・1,670 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 10 年でございます。

受付番号 89 番は再設定で、御荘長月の 2 筆、地目・面積は田・5,507 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 10 年でございます。

受付番号 90 番は再設定で、緑甲の 7 筆、地目・面積は田・2,721 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 91 番は再設定で、緑甲の 3 筆、地目・面積は田・762 m²、畑・1,521 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 92 番は再設定で、緑乙の 4 筆、地目・面積は畑・11,056 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 5 年でございます。

受付番号 93 番は再設定で、緑乙、地目・面積は田・1,025 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 10 年でございます。

受付番号 94 番は再設定で、緑乙、地目・面積は田・2,530 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 10 年でございます。

受付番号 95 番は再設定で、緑乙、地目・面積は田・475 m²、賃貸借で生産

	<p>物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 96 番は再設定で、緑乙、地目・面積は田・885 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 97 番は再設定で、緑乙の 2 筆、地目・面積は田・2,217 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 98 番は再設定で、満倉の 2 筆、地目・面積は田・1,502 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 99 番は新規で、広見、地目・面積は田・7,173 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 100 番は新規で、御荘長洲の 4 筆、地目・面積は畑・5,857 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 101 番は再設定で、防城成川の 3 筆、地目・面積は畑・4,617 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 5 年でございます。</p> <p>以上 30 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がおわりましたので、ご審議願いたいと思います。どうかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p>
議長(会長)	<p>以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。</p>

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議

長

河野 仁

議事録署名人

山 田 聡

議事録署名人

山 田 暁